



JALグループ、2017年6月1日～6月30日搭乗分「特便割引」を届出

2017年3月23日

第 16284号

JALグループは、2017年6月1日～6月30日ご搭乗分「特便割引」の設定を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

各運賃の設定の概要は以下のとおりです。

1. 「特便割引1・3・7」の設定

- (1) 設定期間 : 2017年6月1日(木)～6月30日(金)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃 : 別紙運賃表をご参照ください。

2. 「特便割引21」の設定

- (1) 設定期間 : 2017年6月1日(木)～6月30日(金)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃 : 別紙運賃表をご参照ください。

ご利用条件や取消手数料は、JALホームページを参照ください。

URL: <http://www.jal.co.jp/dom/fare/rule/>

以上

◇東京(羽田・成田)、名古屋(中部)、北九州発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。

料金額(1区間あたり) ()は小児

羽田: 290円(140円)、成田: 440円(220円)、中部: 310円(150円)、北九州: 100円(50円)